

ひとりで
悩まず、

人権擁護委員に

ご相談ください!

じんけんようごいじん
人権擁護委員は、市町村長からの推薦を受けて法務大臣から
委嘱された民間の方々です。

人権について関心をもってもらえるような啓発活動を行ったり、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。

LINEで相談できる

LINEじんけん相談

(午前8時30分～午後5時15分 土日祝除く)



@snsjinkensoudan
こちらからLINE公式アカウント
「SNS人権相談」を
友達登録してご相談ください。➡

